

## 「土地境界紛争解決の手法としてのADRを考える」(境界問題相談センター その現状と展望)

国民にとって、より身近で利用しやすい紛争解決手法の制度基盤の整備が急務であるとして、司法制度改革の議論の中で大きくクローズアップされている「裁判外紛争解決制度-ADR」は、司法制度改革推進本部・ADR検討会でその基本法制の整備のための検討

が重ねられております。

日本土地家屋調査士会連合会では、ADRが未だ社会に広く知られていなかった10数年前から土地家屋調査士の専門性を活用した裁判外紛争解決機関の創設を模索してきましたが、一昨年来、愛知会、大阪会、

東京会の各調査士会では日調連との共同研究を基に、地域の弁護士会の全面的協力を戴いて民間型(職能型)ADRとして「境界問題相談センター」を立ち上げ、試行しているところであります。

新しい時代の要請に応え得る紛争解決機関として、専門機能が関与するADRの役割とその必要性が議論されている現在、わが国及び諸外国におけるADRの現状認識、センターの試行を通じて得た課題とその克服に必要な方策を探ることを通じて、日調連が提唱する「境界問題相談センター」への認識を更に深めていただき、各地域における今後のセンターの創設の参考に資することを目的として、シンポジウムを企画いたしました。(パンフレットから)



司会進行：藤原 久司  
(日調連常任理事・ADR検討チームリーダー)

シンポジウムは藤原久司日調連常任理事の司会で進められた。開会にあたり挨拶にたつた西本孔昭連合会会長は、「土地家屋調査士は地図と境界の専門家として、全国で様々な形で境界に関する紛争



予防、紛争解決に努力しているが、法律上の位置づけも統一のとれた規範もまだ充分ではない。司法制度改革の流れの中で、土地家屋調査士を隣接法律専門職能のひとつとして評価をいただき、その一部としてのADR論議は日増しに高く、ADR基本法の制定も間近になっている。本日はADRの学問的な考察はもとより、政治や行政の目線からも、現実の社会の要請に応え得る職能型ADRのあり方にについて皆さんと共に考えたい」と既に境界問題の民間型ADRセンターを立ち上げている愛知、大阪、東京の各センターに続く各地域でのセンター創設へと駒を進めるためのシンポジウムであることを話された。

プログラム第一部は、ADRコンサルタント稻葉一人氏より「ADR その現状・課題・そして展望」というテーマで基調講演、第二部は、コーディネーターである早稲田大学鎌田薰教授から趣旨説明があり、引き続き弁護士が考えるADR、調査士職能とADR、行政型ADR等についてそれぞれの報告者から講義をいただいた後、鎌田薰教授の司会で各報告者とフロア発言も交えてパネルディスカッションが行われ、最後に鎌田教授にまとめをしていただいた。

## プログラム 第一部 基調講演

講 師：稻葉一人（ADRコンサルタント・元大阪地方裁判所裁判官）

テーマ：ADR その現状・課題・そして展望（日本での新たな試みと米国における調査を踏まえて）



稻葉一人先生はADRが今ほど共通語でなかった時代からADRを研究され、特にADRの扱い手人材育成トレーニングの第一人者として日本の様々なADRに携わっておられます。「日本土地法学会シンポジウム」（本誌昨年11月号No.562 P.32~p.33）でも稻葉先生から「ADRの現状・課題・展望」と題してご報告がされています。稻葉先生のお話は職能型ADRにとどまらず、ADRという営みを考えるとき何度も立ち返るべき基本理解に満ちています。

今回は先週アメリカから帰られたばかりとのことで急遽紙面をつけ加えての講演です。

### 講演内容

#### 1.日本の法曹界を中心とする流れ

ADRを考えると大きな流れが2つある。ひとつはADR基本法に代表される枠組み作りであり、もう一つはADRを担う人材の育成です。人材育成は一朝一夕にできません。様々な形態のADR創設に目がいきますが、立ち上げたその日からはADRを担う人材育成というソフト面こそ最重要課題になるのです。

#### 2.もう二つの流れ

これらの流れはさらにもう二つの流れに対応します。ひとつは仲裁型ADR、裁断型ADRという従来の手法であり、もうひとつは双方が自分の考えを相手に伝えることで解決しようとする調整型ADR（メデエーション）という手法です。そこではメディーターと呼ばれるトレーニングを受けた第三者が潤滑油として話を促します。

#### 3.調整型ADR（メデエーション）

司法制度改革審議会では、ADRは裁断型（仲裁）を中心に考えているようです。専門家による裁断により紛争を解決しようとする旧来の発想によるのは、ある意味やむを得ないかもしれないが、アメリカ等の世界の流れは、仲裁型からいかに紛争当事者自らが語り合えるかという調整型ADRへシフトしています。

#### 4.アメリカのADR

裁判所付設型ADR、商業ADR、地域ADRとあるが、調停人（メディーター）は全てトレーニングが義務づけられ、それぞれ独自のトレーニングシステムを持っています。地域を基盤としたADRはNGO（日本ではNPO機関）が行なっているが、行政がこれに一部資金サポートをしているところもあります。

#### 5.すべての紛争解決の基礎としてのメデエーション

聞くということ。法律家は人の話を聞くのがもっとも下手な人種です。専門家として知見の高見から仲裁する方が楽な為です。しかし調整型は人の話を聞くことからはじまります。聞くためには、その為の構成されたトレーニングが必要なのです。ADRは人なのです。

#### 6.当該分野の専門性から紛争解決の専門性へ、そして対話・媒介の専門性へ

専門性には2つの側面があります。当該分野の専門性と紛争解決の専門性です。当該分野とは調査士は境界の専門家、鑑定士は土地価格の専門家であることです。しかし紛争解決の専門家でしょうか。だから対話・媒介の専門性への道が求められるのです。

## プログラム 第二部 シンポジウム

### 報告者及びテーマ

#### 1.山崎司平（弁護士・元日弁連理事・元第二東京弁護士会副会長）

テーマ：弁護士が考えるADR（境界紛争解決センターへの取り組みを通して）



山崎先生は全国に先がけて第二東京弁護士会の「仲裁センター」を平成2年に立ち上げてから現在まで、文字通り馬車馬（先生の言葉）となって制度を作り上げたお一人です。稻葉先生の基調講演の後に壇上に立たれた山崎先生は、15年間ADRの現場で実務を歩いてきた実感を稻葉先生が講演の中で学問的に検証してくださったと感想を述べられてから、弁

#### 7.連合会でもトレーニングビデオを是非作ること

経済産業省の「ADRを担う人材育成に関する研究会」ではトレーニングビデオ（稻葉先生も参画）を作りました。連合会には境界をテーマとしたADRの為の人材育成の為のトレーニングビデオを是非作ることをお勧めする。業界は自らトレーニングシステムを作る必要があります。作ることで問題の共有化ができます。今後、ADRはより質の高いものが支持されていくだろう。

#### 8.日本における具体的な取り組み

日本メデエーションセンター  
シヴィルプロネット関西 愛媛和解支援センター  
福岡・長崎グループ  
中四国ミディエーションセンター 赤ひげネット

### 聴き終えて

会場には稻葉先生のトレーニングを受けた方も少なくないと聞いていた。しかしADRを日本語訳にして舌を噛み、業務の延長枠でしか捉えられなかつた如き取材者に「トレーニング」は新鮮な言葉だった。対話する心はトレーニングすることでより広がるという。聞くということ、例えば稻葉先生の話に耳を傾けながら自分の日々の仕事は仲裁型だったのか調停型だったのか、それとも…と思ひぐらしていた。稻葉先生は、ADRの講演をされながら、その語りでADR（トレーニング）を実践されているのだと後半の方では思ってきた。対話とは人と人が何度も出会い直すこと。ADRは人ととの関係に新しい体験をもたらすかもしれない。裁判はシステムに、法律に、建物に、権威に依存する。ADRは人に、人ととの関係に依存する。

護士が考えるADR、弁護士が体験したADRを熱く語られた。

### 仲裁センター発足

相談から仲裁へ。法律相談をしていると、相手方に一言声をかけるだけで解決する紛争がたくさんあることを知った。仲裁は時の氏神。これが仲裁センターへの立ち上げに向かわせた。当時ひとつの事件に特化したADRはあったが、「仲裁センター」のようにあらゆる紛争を扱うADRは世界でも珍しい試みだった。

## 制度と熱情

この種の新しい制度は、馬鹿馬のように働く人がいないと作れない。弁護士会などのセンターにも歴戦の馬鹿馬が必ずいるものと東京、新潟、名古屋、岡山と個人名を上げられた。弁護士会に「仲裁センター」を作らせたのは情熱ではなく熱情だった。熱いものがないと制度は作れないというのが実感です。

**弁護士会の「仲裁センター」の実態は「示談あっせんセンター」です。**

しかし今では仲裁は全国で平成13年4件、平成14年1件のみ。ほとんどは当事者が同席する話し合いで解決しています。同席方式の思想的背景として、あっせん人仲裁人の主要な業務は、紛争当事者自身が持っている紛争解決能力を引き出すことにある。当事者は解決能力を持っている、解決しようとする意欲も持っている。不足しているのは場であり、公正な第三者である。ADRの日本語訳は裁判外紛争処理から裁判外紛争解決へ、更に実務を歩いてきた実感としては「紛争解決支援」が相応しい。

## ADRの特色と財政問題

「多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決」、「簡易、迅速、低廉、公正」に提供する。しかし、利用者にとっての「低廉」は運営主体側に

は苦しい。成立報酬を紛争の価格にスライドさせるべきか定額にするべきか。国費による援助が不可欠であると思料しているが、財政問題がADRの最重要課題であることは確かです。

## 弁護士会と土地家屋調査士会

弁護士と弁理士、弁護士と建築士、弁護士と専門家が協働することで国民にとって魅力的な選択肢となる。東京会の「境界紛争解決センター」は、境界の専門家としての調査士、法律の専門家としての弁護士を全面に打ち出している。弁護士会は52単位会のうち17単位会に19の「仲裁センター」(名称は様々)を持っている。逆にいえばまだセンターを持っていない弁護士会が多い。この事実が、各調査士会が地域の弁護士会の協力を取つける際の最初の壁になるかもしれない。しかし、東京土地家屋調査士会の境界紛争解決センター立ち上げのように個人的なパイプラインでもなんでも使って協働システムを作つて欲しい。

## ADRは制度ではなく「運動」である。

裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるように、ADRは社会から要請され進化している。常により良きものの、より質の高いものを求め活動をし続けなければならない。

## 2.井畠正敏（土地家屋調査士・日調連制度対策本部委員）

テーマ：調査士職能とADR（境界問題相談センターの意義と課題）



大阪会の「境界問題相談センター」を立ち上げられた井畠先生は、何故今ADRを立ち上げなければならぬかを繰り返し述べられた。ADRを求める社会が形成されつつあることを背景にしているが、実は土地家屋調査士は規制緩和の中で独占業務を持つ資格者として制度そのものが問われているのです。本当に土地家屋調査士制度は有用な存在なのか、社会に何か貢献している制度なのかと問われているのです。境界紛争の悲惨さ深刻さは周知の通りであるが、社会が境界の専門家として土地家屋調査士を必要としているならば、土地家屋調査士は調査士制度の存続をかけてその専門的知見を社会に還元していかなければなりません。各土地家屋調査士会で一日も早く境界問題センターを立ち上げて欲しい。

## 裁判外でADRにより境界にかかわる紛争を解決することのメリット・デメリット

### メリット

当事者の紛争解決への積極的参加  
境界にまつわる紛争の根本的解決を図ることができる  
双方合意の上での当事者の精神的緊張からの解放  
土地家屋調査士の専門的知見を活用することができる

### デメリット

時効の中止効がない  
相手方の応諾によらなければ手続きは進められない  
合意形成の為に時間を要することがある  
ADR機関に対する信頼が希薄

## 境界問題相談センターの立ち上げ

### 弁護士会との協働体制の樹立

大阪会では年2回の弁護士会との懇談会をおこない、弁護士会内部にプロジェクトチームを作つてい

ただいた。最初は個人的パイプラインを使ってでも、弁護士、弁護士会に調査士をきちんと理解していただく不断の努力が必要です。

## 市民との信頼関係の形成——広報活動

センター立ち上げに際して、調停室開設のセレモニーである弁護士会長と土地家屋調査士会長のテープカットがNHKテレビに取り上げられた。さらに新聞報道も続いた。

## 調停場所の確保

調停室の他に、当事者が顔を合わせずすむ待合室が欲しい。

## 境界問題相談センターの運営

### 相手方呼び出しの困難さ、スタッフの確保

予想以上に大変。最初、何人ものスタッフ交代が

あった。

### 担当者の資質の確保（研修体制の充実）

聞く技術・説得の技術・法的知識  
紛争解決手段関与者としての高い倫理  
手続きの明確性・透明性の確保  
合意不成立の結果と訴訟への移行

## 今後の展望

愛知、大阪、東京の3会だけの境界問題相談センターでは、土地家屋調査士が境界問題センターのADR制度を作っているとはいえない。全国の土地家屋調査士会が地域に合ったADRを展開してはじめて境界問題の専門家としての土地家屋調査士がその専門的知見を社会に活かす制度を持ち得たとされるはず。

## 3.松岡直武（土地家屋調査士・日調連副会長）

テーマ：平成地籍整備と行政型ADRとしての境界確定制度（仮称）創設について



冒頭、松岡副会長は何故行政型ADRについて報告するのかとの理由に触れた。平成15年12月設置されたばかりの法務省の境界確定委員会（仮称）へ出向していること

と、公益的な必要性から考えられている行政型ADRについて、土地家屋調査士会型ADRと行政型ADRとの関係はその目的や対象が異なるものであり、敵対するものではなく連携しあうことでより社会に貢献できる性質のものであることなど、現在知りうる範囲でと前置きして以下の報告をされた。

## 報告の概要

法務省における行政委員会型ADRへの取り組みの経過（境界確定制度への法務省の取り組み）

青山講演（平成2年日調連40周年記念式典）

平成10年6月自由民主党司法制度調査会報告

平成10～11年度裁判外境界紛争解決制度に関する調査研究会の設置と報告書

平成14、15年規制改革推進3カ年計画（再改訂）

平成15年6月 都市再生本部 平成地籍整備構想

平成15年12月 新たな境界確定制度に関する研究会の設置

## 平成地籍整備と境界問題

民活と各省連携による地籍整備の推進

### 1.基礎的調査の推進

測量基準点の整備 街区の角の座標調査 公団を

## 分類

### 2.地籍調査素図の整備

地籍測量図・道路台帳附属地図の活用

### 3.電子化と正式地図

法整備 境界確定に法務省の協力

## 平成地籍整備と法務省・日調連

都市再生本部の平成地籍整備構想に国交省と法務省が連携

（両省・関連機関・関連団体で共同研究）

日調連が基礎研究・モデル作業に参画

（制度対策委員2名）

道路台帳活用モデル事業

道路台帳部会

公団接合部会（日調連からの委員参加）

公団部会（日調連からの委員参加）

## 新たな境界確定制度の創設に関する研究会

### 検討課題

平成11年度研究会において積み残しなっている事項

平成地籍整備構想において利用可能とするための工夫

その他

## 日調連における行政型ADRとの関わり

研究室における調査研究と提言

10～11年度研究会への参画

研究報告書への意見

ADR検討チームの立ち上げ

調査士法改正における国会審議（付帯決議）

日調連型ADRにおいて明らかになった課題  
新しい境界確定制度研究会への参画

行政委員会型ADRにおける土地家屋調査士の役割  
国家政策としてのADR（規制改革・都市再生）  
地籍調査の推進とADRによる境界の確定  
各法務局に設置する委員会で境界を裁定  
委員会の構成員として調査士の専門性の登用を  
代理人・補佐人として調査士の専門的知見の活用  
必要な場合の調査・測量の受託、鑑定の受託  
調査士会型ADRとの役割分担と効果的連携

日調連ADRと新たな行政型ADRとの関係  
(土地家屋調査士会型ADRと新たな行政委員会型  
ADRそれぞれの特長)  
それぞれの目指すもの  
行政委員会型ADR  
筆界の確定  
地図を作り、平成地籍整備への対応  
主として行政側の要請に応える(官需)

## パネルディスカッション



フロア発言として、ADRの立ち上げを予定している福岡会から、ADRの費用は廉価であると聞いているが、地方の調査士会で具体的に立ち上げるとなると予算建てが難しい、運用費用はどう考えればよいのか。

### 山崎司平弁護士

民間ADRの最大の問題は運用費用問題であり弁護士会も同じです。

あらゆる紛争を扱う弁護士会の「仲裁センター」と境界問題に特定する調査士会とでは手法が違うかもしれない。

### 稻葉一氏

費用の問題は、弁護士法72条の問題とも関連すると思います。アメリカでは全ての専門職がADRにかかわっていけるので商業的利益を受ける制約はない。商業ベースADRは、かなり高い費用とっている。地域ADRの調停者は無償です。運営は訴訟費用の一部投入や寄付です。

これからのADRは、1.アクセスのし易さ 2.廉価

行政委員会による裁断  
土地家屋調査士会型ADR  
筆界の不明の解決  
所有権界の紛争の解決  
民間(相隣者)の要請に応える(民需)

ADR相互間の連携  
(土地家屋調査士会型ADRと新たな行政委員会型  
ADRとの共通点)  
共に土地家屋調査士の専門性を活用する土地境界  
問題に特化したADR  
多様なADRへの社会的な要請  
ADR間の相互連携による迅速で、より実効性のある  
紛争解決機関として共存

松岡副会長は、日調連はもともと現在の相談センター(土地家屋調査士会型ADR)を立ち上げる中で、裁判所、弁護士会、隣接法律専門職との連携はもとより、行政型ADRの登場を想定しそのより効果的な連携を提案してきたと結ばれた。



3.サービスの質、この3つのせめぎあいです。境界相談センターが、境界問題の訴訟前治として位置づけられれば、公的資金の投入される考え方もあるかもしれない。

フロア発言として、来年度立ち上げを予定している宮城会から、立ち上げた後、実際にどんな課題があつてどのようにしているのかお聞ききしたい。

### 井畠正敏土地家屋調査士

1.相手の呼び出しの難しさです。まず私どもセンターの紹介を相手へ伝えますが、期日を指定するだけでよいのか、相手にも準備期間が必要ではないのか。呼び出しの仕方いかんによっては、この制度に足をむけてくれないことも充分あります。

### 2.費用の問題です。

3.センターで合意にいたらないときは、訴訟にうつります。ひとつひとつの手続きがどのように進められてきたか、経過を明らかにしておかなければなりません。資料をつかって話しをきく訳だけれども、その資料を相手に渡してよいのかどうか。

## まとめ

コーディネーター 鎌田 薫(早稲田大学教授)



土地家屋調査士さんは、今まで、それなりにご飯を食べられてきたかもしれないが、これからは自分から社会に対して打って出していくことが求められているだろう。専門機能も曲がり角に来ているのだと思います。司法制度改革の時期、土地境界の専門性を発揮する社会貢献として事業を立ち上げる(最後の)好機ではないでしょうか。

調査士は境界の専門家かもしれないが、紛争解決についてははっきりといって素人だろうと思う。親子兄弟隣近所の争いほど醜いものはないといわれる。境界紛争という一番厄介な紛争に首を突っ込んで行く訳ですから、他の機能以上に様々な配慮や紛争調整能力を磨くことが必要だろうと思われますし、高い倫理観も要求されるでしょう。鑑定して境界の確認をして終わりというのではない。

センターの経費の問題は深刻ですが、システムとして安定させるため知恵を出し合い、大変な努力が必要だと思います。

日調連ADRと行政型ADRとの関係は、役割が違うので、食い合うのではなく共存していくものだと

思います。

とはいえた大変な努力と情熱をもって先行する3会が順調に伸びていているのは心強いことです。第4、第5も名乗りを上げておりますし、このシンポジウムを糧にして更に第6、第7と土地家屋調査士の職能を存分に発揮したセンターが全国に展開していくことを期待してシンポジウムを閉じたいと思います。



### (シンポジウムに参加して)

奇しくも全国会長会議に併設されたADRシンポジウムだった。それは何故ADRなのか、から、それぞれのADRへとステージが移ったことを告げていた。調査士が国民から負託されたものは何かに応える緊急がADRであり、タイムラグにあちこちで起動はじめている。試練を通過しながら、目に見える手作りの調査士型ADRが各地域に息づいたとき、社会の、もうひとつのオルタナティブが語りはじめられるかもしれない。

(取材:連合会広報員 菊池静哉)

## 全国会長会議



に伴い、電子認証局を連合会が構築することに関する説明、自家共済制度の今後についての検討等がありました。

それぞれの詳細については各担当の方々がまとめられているものであり、取材者の説明すべきことではありませんので、現在の様々な動きにおける自分なりの考えに基づき、報告させていただきます。

『登記事務の電子化に伴う電子認証局の設立について』という取り組みの背景には、我々の止めることができない世の中の流れがあります。

登記申請のオンライン化を可能とする不動産登記法の改正は、平成16年度に成立、平成17年度から順次運用が始まるとのことであり、そこで出てくるひとつの大きな問題が、様々な場面における『認証』に関することがあります。